

国会の議論なき農地大增税

「農地に準じた課税」—総務省が認めたこと・認めないこと



発行所
農民新聞社
東京都港区芝5丁目26の30
専売ビル・電話3451-4721番

全日農機関係
農民新聞を広めてください
☆年間購読料(月2回発行)
送料込み3,000円
(送料、番号が変わりました)
☆郵便振替
全日本農機組合連合会
00130-5-750423
☆100部以上は特別価格に。

全日農本部の
ホームページを
新しくしました。

全日農HP
アドレスは
↓
<http://www.zen-nichino.org/>

表1

農地課税の3種類		
農地の種類	評価	課税
一般農地	農地評価	農地課税
市街化区域農地*	宅地並み評価	農地に準じた課税
三大都市圏特定市の農地	宅地並み評価	宅地並み課税

*) 生産緑地地区に指定された農地は、一般農地と同じ扱いになる。

表2

年度	農地課税に関する経過
1964	農地への固定資産税額が1963年度の額をこえない据置き措置が始まる。
1968	新都市計画法が成立する。
1970	地価対策関係協議会が、宅地並み課税を実施する方針を打ち出す。
1971	1972年度から市街化区域農地に宅地並み課税を開始するため、地方税法が改正される。
1972	農家の反対を受け、耕作している農地への宅地並み課税導入が1年延期される。
1973	三大都市圏特定市のA、B農地に対して宅地並み課税が導入される。
1976	1964年度から継続していた一般農地への税額据置き措置が終了し、負担調整による段階的な増税が開始する。
1982	三大都市圏特定市C農地のうち、評価額が坪3万円以上が宅地並み課税の対象となる。同時に、農地として課税を続ける長期営農継続農地制度ができる。
1992	三大都市圏特定市に宅地並み課税が全面適用される。長期営農継続制度は廃止され、農地課税の継続には生産緑地地区指定が必要になる。
1994	固定資産評価が公示地価の7割になり、宅地の評価額が全国平均で約3倍に上昇する。
2003	一般市街化区域農地の課税標準に1/3特例が導入される。

今年1月、「農地に準じた課税」と「宅地並み課税」の関係にある矛盾を明確にし、増税に苦しむ農民がいることを明らかにした。電話が全日農に寄せられた。電話の主は福島大学の阿部成治教授だった。解決には至っていないが、取り上げられることの無かった「農地に準じた課税」について、阿部教授に問題点の整理と説明をお願いした。

農地の固定資産税課税には、3種類がある(表1)。「農地課税」と「宅地並み課税」は知っていても、今ひとつの「農地に準じた課税」は聞いたことがない人が多いだろう。実態があまり知られていない市街化区域の「農地に準じた課税」は、税額が「宅地並み課税」に他ならず、多数の農家を苦しめている。しかし、人知れず生まれたため、生産緑地の適用は拒否されているのだ。この問題について、今年6月、国(総務省)に対して質問主意書を2回提出し、総務省とも話し合った。その結果をもとに、総務省が何を認め、何を認めないのかを解説したい。

福島大学 人間発達文化学類教授 阿部成治

農地課税に関する主な経過を、表2に示した。「農地に準じた課税」という言葉は出てこないが、重要な出来事は網羅している。

1968年に新都市計画法が誕生し、主要都市計画区域を、宅地化を進める「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」に分ける「線引き」が開始された。

宅地化が市街化区域に限られるので、地価高騰の恐れがあることから、当時の建設省は、市街化区域の農地に宅地としての税金を課し、宅地供給を増やすことを計画した。

こうして、線引きがほぼ終了した71年に、農地を価格でA、B、Cに分け、段階的に宅地並み課税を導入することが決められた。地価が最も高いA農地は72年度から、B農地はその翌年、残るC農地も76年度から、全国の市街化区域農地で宅地並みの課税が行われる予定だった。

ところが、「線引きしてもすぐには増税しない」という政府の甘言にだまされたという農家の反対が高まり、初年度は耕作の用に供されていないA農地に限定して実施された。その翌年、三大都市圏特定市のA・B農地に宅地並み課税が導入された。なかなか決まらな

かったC農地の扱いだが、82年度に評価額が高いC農地が宅地並み課税になり、92年度からは、三大都市圏特定市の市街化区域農地で全面的に宅地並み課税が実施された。

同時に生産緑地法が改正され、三大都市圏特定市の市街化区域農地が、「宅地化するべき農地」と「保全すべき農地」に区分され、前者は宅地並みに課税され、後者は生産緑地地区に指定されて農地課税が継続された。

「農地に準じた課税」登場

以上が一般に知られている経過で、「農地に準じた課税」は登場しない。

実は、実際には一般の市街化区域でも農地の税金は大幅に増税され、2010年度に田の税額は平均で一般農地の約45倍、畑は約107倍に達している。田の44%、畑の20%では税額がすでに宅地と同レベルに到達しており、残りではまだ増税が継続している。

70年代から線引きを研究テーマとし、新聞記事にも注意していた私は、この話を聞き、何かの間違ひではないかと思った。

この不合理な増税は、1976年に誕生

改正され、三大都市圏特定市の市街化区域農地が、「宅地化するべき農地」と「保全すべき農地」に区分され、前者は宅地並みに課税され、後者は生産緑地地区に指定されて農地課税が継続された。

同時に生産緑地法が改正され、三大都市圏特定市の市街化区域農地が、「宅地化するべき農地」と「保全すべき農地」に区分され、前者は宅地並みに課税され、後者は生産緑地地区に指定されて農地課税が継続された。

「農地に準じた課税」登場

以上が一般に知られている経過で、「農地に準じた課税」は登場しない。

実は、実際には一般の市街化区域でも農地の税金は大幅に増税され、2010年度に田の税額は平均で一般農地の約45倍、畑は約107倍に達している。田の44%、畑の20%では税額がすでに宅地と同レベルに到達しており、残りではまだ増税が継続している。

70年代から線引きを研究テーマとし、新聞記事にも注意していた私は、この話を聞き、何かの間違ひではないかと思った。

この不合理な増税は、1976年に誕生

「何十年もかけて宅税への道を開くことが、一般市街化区域の農地に宅地並みの税額まで増税を招くということが見落とされた」と考えられる。

全日農との連携に直ちにこの問題を本に書いた。出版後、農業団体やマスコミに働きかけたが、問題を真剣に受け止め、動くところは現れなかった。

1年以上が経過した昨春秋、TTPPが大きく報道された。「同じ農家の問題。税金も取

増税開始の経過

この不合理な増税は、1976年に誕生

地価が高度成長期に大幅に値上がりした宅地で、税金が急激に重

阿部成治 福島大学人間発達文化学類教授 工学博士
1948年生まれ。72年京都大学大学院修士課程修了。都城工業高等専門学校助教授などを経て、現職。著書に『大型店とドイツのまちづくり』(学芸出版社)、『人口減少時代における土地利用計画』(共著、学芸出版社)など。

国会審議のないままに

「何十年もかけて宅税への道を開くことが、一般市街化区域の農地に宅地並みの税額まで増税を招くということが見落とされた」と考えられる。

全日農との連携に直ちにこの問題を本に書いた。出版後、農業団体やマスコミに働きかけたが、問題を真剣に受け止め、動くところは現れなかった。

1年以上が経過した昨春秋、TTPPが大きく報道された。「同じ農家の問題。税金も取

増税開始の経過

この不合理な増税は、1976年に誕生

りあげてもらえるはずだ」と、ホームページでこの問題を訴え、地方税法を扱う衆議院総務委員会の各党議員に、ホームページをともに質問するようお願いをした。さらに、市町村議会でのこの問題を積極的に取りあげている議員には、保守・革新を問わず連絡した。

どこからも積極的な反応がない中、唯一の例外が全日本農民組合連合会であった。社民党の吉泉秀男衆議院議員を紹介していただき、質問主意書でこの問題を表に出すことになった。

質問主意書を出す

質問主意書の利用には長所と短所がある。後の対策を妨げる恐れがあり、「増税開始1976年度」というこの問題のポイントについて、増税を決定した国会の議員が内閣に「いつ増税を開始するか」と質問することは矛盾になるという。

そこで、まず増税時点を確認させ、再質問で国会審議の問題を指摘することにした。併せて「農地を宅地に転換した方が税金の負担が軽くなる」という矛盾についても尋ねた。

質問主意書6/4提出
①「農地に準じた課税」における増税が開始したのが76年度であることの確認と、②2000平米までについて「小規模住宅用地」の特例がある住宅用地に

問わず連絡した。農地で宅地並みを旨とする増税が始まることを伏せ、「引き続き検討を加える」と説明した理由につき、法案を提出した内閣に見解を求めた。

答弁書は、前半部で76年の増税開始を認め、後半部で79年に見直すことと規定していたので説明しなかったと釈明するものだった。

し、「一般市街化区域農地で宅地並みを旨とする増税が始まる」ことを伏せ、「引き続き検討を加える」と説明した理由につき、法案を提出した内閣に見解を求めた。

答弁書は、前半部で76年の増税開始を認め、後半部で79年に見直すことと規定していたので説明しなかったと釈明するものだった。

総務省担当者へ詰す

6月29日、総務省の提案を受けて、吉泉事務所で総務省担当者2名を迎え、話し合った。総務省の説明は、「とくに対策を行う必要はない」という残念な内容であった。以下

「説明せず76年度開始」は認める
総務省は、答弁書で76年度の地方税法改正で一般市街化区域農地への「農地に準じた課税」による増税の開始を認め、話し合いの場で、法案要綱に「宅地並み課税は、三大都市圏特定市のA、B農地以外への拡大は行わない」と記されていたことを認めた。しかし、これ以外のポイントには反論したので、表3にまとめた。争点の1

「農地に準じた課税」の現状に関するものに限られ、主張と反論は全て口頭であり、これでは、総務省の主張が事実か、願望なのか判断できない。

争点別の説明

(1) 国土庁と建設省による76年度の課税拡大案は、75年9月に作成された。当初、国土庁は、対象を三大都市

上、朝日新聞) 最終的に、自民党税制調査会も、12月15日の総括委員会で、宅地並み課税を拡大しない方針を決めた(朝日・毎日・読売・日本経済新聞)。

興味深いのが、3年後の78年10月17日の日本経済新聞に掲載された「宅地並み課税の強化急げ」という記事である。76年度に開始していた「農地に準じた課税」に全く触れていないことに加え、こう述べている。「国土庁は税負担の不均衡是正という立場から、当初、課税の適用範囲を一律に全国の市街化区域に広げようと考えたが、建設省は「都市施設が未整備なところに課税しても抵抗が強い」と、自治体の減額措置で骨抜きになるばかり。それなら住宅需要の切迫した首都、近畿、中京の三大都市圏の課税を先発せよ」と強く主張した。これは75年9月の朝日新聞の内容と一致しており、総務省の主張を否定するものである。

縦割りの行政の現状では、国土交通省が一般市街化区域の課税状況を知らない結果、生産

また、私のホームページ

表3 総務省との話し合いにおける争点 (◆が主張、★が反論)

No.	こちら側	総務省側
1	◆国會議員は、この改正案が長期で大幅な増税を招くことを認識しないまま、法案を可決した。★自民党税制調査会でも、三大都市圏しか議論になっていない。	★当時は、宅地並み課税を全国的に開始することが焦点となっていたので、議員にも認識がなかったはずである。国会は逐条で全てを審議する場ではない。
2	◆審議で宅地並みを旨とする増税が始まることは伏せられ、「宅地並み課税の拡大は引き続き検討を加える」と説明された。	★改正法附則18条に3年後に見直すことと規定していたので触れなかった。「宅地並み課税」は「附則第19条の3」の数年間の経過措置で宅地と同じ税額にする制度で、「附則第19条」で長期間をかけて宅地並みにする制度は別であり、隠したわけではない。
3	★増税を農地評価時の額で止めればよい。1972年度の課税1年延期や、80年代の長期営農継続農地は、この方法だった。	◆一般農地に20%の増税を行う一方で、市街化区域農地の税額を1963年のままにしておくわけにはいかない。
4	★国土交通省が現状を認識していないため、三大都市圏特定市以外では、生産緑地の指定を求めると拒否されている。	◆税額を一般農地並みに抑える生産緑地制度は、三大都市圏以外にも適用できる。一般市街化区域農地でも、これを活用して、税額を軽減すればよい。
5	◆2003年の一般市街化区域農地への1/3特例導入も審議で説明を避けており、「国民不在の決定」である。	★自民党から三分の一評価するように求められたため、導入した。

3年後に修正され、6年後の82年には宅地並み課税の一部拡大を受けて削除された。しかし、3年後も6年後も、国会審議では一般市街化区域農地への増税に全く触れていない。よって、この附則を持ち出して「だから説明しなかった」と主張するのは、中味のない弁解に過ぎない。

また、当時は「宅地並みの税額にする方法が2種類ある」というような議論は全くなく、「農地に準じた課税」と「宅地並み課税」を区別する総務省主張は詭弁と言わなければならない。

表4 生産緑地地区の指定状況

	宅地並み評価	生産緑地地区	生産緑地率
三大都市圏特定市	14,109 ha	14,182 ha	50.1%
一般市街化区域	57,084 ha	66 ha	0.1%

※総務省と国土交通省の2010年データにより作成

務省が本当に「生産緑地地区の活用」を望むのであれば、まず国土交通省に経過を詳しく説明し、生産緑地法を改善して適用するよう求めるべきである。

(5) 03年度の税制を扱った02年末の自民党税制調査会に関する記事が、02年12月14日の朝日新聞にあり、与党の税制改正大綱に、固定資産税に関して「市町村財政にも配慮し、現行の負担調整措置を継続」と書かれていた。

「農地に準じた課税」の対策を

以上のように、各争点に関し、総務省の主張には、根拠が見出せない。

私は、「農地に準じた課税」に直ちに対策を施すことが必要だと考えるが、みなさんの意見はどうだろうか。ここにあげた5つの争点について考えていただきたい。

「農地に準じた課税」も「宅地並み課税」も共に「課税の適正化措置」で、最終的に宅地の税額となる。

自民党の税制改正大綱と国会決議を讀み込んだ結果、このように訂正します。

「農地に準じた課税」も「宅地並み課税」も共に「課税の適正化措置」で、最終的に宅地の税額となる。

また、私のホームページ